

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の設置について

平成 24 年 9 月 25 日
多重債務者対策本部決定
平成 26 年 1 月 24 日
一 部 改 正
平成 26 年 11 月 11 日
一 部 改 正

1. 趣旨

多重債務者対策について、これまでの多重債務者対策の成果を維持しつつ、新たな課題等への対応を含めた今後取り組むべき施策等について検討するため、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2. 構成

- (1) 懇談会の構成員は、多重債務者対策本部長（以下「本部長」という。）が指名する。
- (2) 本部長は、構成員の中から、懇談会の座長を指名する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 事務局

懇談会の庶務は、金融庁及び消費者庁が共同して処理する。